

南丹市告示第 2 7 2 号

広報誌「お知らせなんたん」広告掲載取扱要領を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 1 0 日

南丹市長 西村 良平

広報誌「お知らせなんたん」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、南丹市が保有する広告媒体への広告掲載等取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広報誌「お知らせなんたん」（以下「広報誌」という。）における広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の規格及び基準)

第 2 条 広報誌の広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 別表に定める規格に適合するもの
- (2) 要綱第 6 条各号のいずれにも該当しないもの

(広告掲載の期間)

第 3 条 広報誌 1 号単位で連続 6 号までとする。ただし、年度を越える連続での掲載はできないものとする。

(広告の募集)

第 4 条 広告の募集は、南丹市ホームページ又は広報誌等への掲示その他の方法で行うほか、市長は、広告の募集に際し、希望する者に対し、広告を募集する旨の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 5 条 広告の掲載を希望する者は、掲載を希望する広告案を添え、要綱第 4 条の広告掲載等申請書（様式第 1 号）を掲載を希望する号の発行月の前々月の末日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の承諾)

第 6 条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱第 5 条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定するものとする。

2 前項の決定は、第 5 条の規定による申込みの先着順により行うものとする。

3 市長は、広告掲載を承諾（却下）するときには、要綱第 5 条の広告掲載等決定（却下）通知書（様式第 2 号）により、広告申込者に通知するものとする。

（広告の掲載位置）

第 7 条 広報誌 1 号につき掲載できる広告の上限は 6 枠とし、掲載位置は別表に定める掲載位置とする。

（広告物の提出及び費用）

第 8 条 第 6 条の規定により広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに当該広告物を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する広告物の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載料）

第 9 条 広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、別表に規定する額に、消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（その額に 10 円未満の端数が生じてときは、これを切り捨てるものとする。）とし、広告主は、市長が指定する日までに広告掲載料を前納しなければならない。ただし、市長が特段の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告を中止した日の属する月の翌月以降に係る既納の広告掲載料とする。

（広告の変更）

第 10 条 広告主は、広告掲載の承諾期間中に広告物の変更をすることがで

きる。この場合において、広告物の変更は、広告掲載の承諾期間中に 1 回までとする。

- 2 広告主は、広告物の変更をするときは、要綱第 7 条の広告掲載等変更（中止）届（様式第 3 号）を広報誌発行日の前月の初日までに市長に提出しなければならない。

（広告掲載の取り止め）

- 第 11 条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り止めるときは、要綱第 7 条の広告掲載等変更（中止）届（様式第 3 号）を広報誌発行日の前月の初日までに市長に提出しなければならない。

（免責）

- 第 12 条 広告掲載に関して、市が広告主に対し債務不履行責任又は損害賠償責任を負った場合は、その賠償額は広告掲載料を上限とする。

（その他）

- 第 13 条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第2条、第9条関係)

広報誌「お知らせなんたん」広告掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、第2条第1号に規定する基準及び第9条第1項に規定する広告掲載料を定めるものである。

(規格等)

- 2 掲載する広告物の規格等は次のとおりに定める。

- (1) 大きさ 縦45mm×横175mm
- (2) 画像形式 JPEG・PNG形式
- (3) 色 モノクロのみ
- (4) 位置 市が指定するページの下部

(広告掲載料)

- 3 広告の掲載料は、1枠1号につき10,000円とする。

(その他)

- 4 この基準に定めのない事項については、必要に応じて協議し定めるものとする。